

福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2021年3月25日 No.43 連絡先 吉原稔法律事務所 Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263
E-mail nql30048@nifty.com ホームページ <http://www.nonukesshiga.jp/>

内容

3月11日 本訴第28回口頭弁論	1
法廷での原告側陳述内容	
① 準備書面(75): 基準地震動バラツキ問題再論(井戸弁護士)	2
② 準備書面(76): 大飯原発3.4号機基礎地盤の安定性について(井戸弁護士)	3
③ 準備書面(77): 使用済燃料・廃棄物・命をつなぐ権利について(池田弁護士)	3
【記者との質疑応答】	4
講演「大飯原発大阪地裁判決と経験式の有するばらつき」	5
大津地裁での今後の原発裁判の日程	8
3月18日東海第二原発運転差し止め判決	9
判決などの動き、2021年度支える会総会	10

3月11日 本訴第28回口頭弁論

原告:大阪地裁判決をふまえて基準地震動のバラツキ問題、
大飯基礎地盤の安定性、放射性廃棄物問題について主張
被告:船舶等の安全基準と比較した原告書面(73)に反論
双方の争点整理は完了、主要争点での主張がいつまで続くか見通せず

福島原発事故からちょうど10年目にあたる3月11日、福井の原発7基の運転差し止めを求めた本訴(2013年12月24日提訴)第28回口頭弁論が大津地裁で行われました。今回もコロナ対策で入廷制限が行われたこともあり、入廷できない人が多数発生しました。

【提出書面と法廷での陳述】

原告側は、①バラツキが考慮されていないとした昨年12月4日の大阪地裁判決を踏まえた基準地震動のバラツキ問題、②大飯3、4号機の地盤の評価に看過しがたい過誤、欠落があること、③放射性廃棄物の処理処分は依然として見通しがたない状況にあり、命をつ

なく権利が侵害されていることなどについて、それぞれ準備書面(75)、(76)、(77)を提出して法廷で代理人弁護士が口頭説明を行いました。

一方関電側は、準備書面(57)を提出しました。その内容は、前回、原告が準備書面(73)で、船舶や航空機で義務付けられている避難措置は、原発では一層重要であるが適切な避難計画がないとの主張に反論したものです。

次回の期日は6月10日(木)、13時15分から進行協議、14時30分から口頭弁論とされました。

【進行協議について】

裁判が始まる前、13時10分から原告の代表も参加して進行協議が行われ、争点整理や今後の期日、審理スケジュールなどについて確認、議論されました。

まず、争点整理については、原告、被告それぞれで行ってきた争点整理(簡易なメモ)は作業が完了し、今後必要に応じて加筆修正していくことが確認されました。今後は裁判所として争点をかみ合わせていく作業を行うとされましたが、全部の争点を同時並行ですすめることは難しく、熟したところからかみ合わせの作業を行っていくという方向が示され、主要な争点である地震・地盤問題と火山の問題について今後の双方の考え方が確認されました。

地震・地盤問題では、原告は、今回大飯について提出したバラツキ問題を高浜、美浜について主張すること、前回被告が提出した3次元調査は不要という専門家意見書への反論を次回に、一方被告は、原告の高浜、美浜につ

いての主張をみたうえで大飯を含めて反論したいので、次回には無理という回答でした。

火山問題では、被告は、規制委員会の審査が終了したので次回までに準備書面を提出するとなりました。

井戸弁護士長は、どのあたりまでに主張を終了するかという判決を見通した審理計画を明らかにすることを求めましたが、裁判長は、地震、火山といった中核となる争点についてどういうスケジュール感になるかが検討課題であるとして明確になりませんでした。

6月10日の次の裁判期日として、9月17日(金)の午後、12月9日(木)の一日が日程に入れられました。

弁論終了後、記者会見、支える会総会が行われました。総会では最初に大阪地裁判決を勝ち取った大阪弁護団の武村弁護士による基準地震動バラツキ問題についての講演が行われました。

原告側が地震問題を解説するビデオを作成中

進行協議の中で井戸弁護士長は、現在、弁護団で作成しているビデオの取扱いについて提起しました。これは、30分程度で難解な地震問題を解説するものであり、争点に入るまでの段階の理解を助けることを意図して作成されており、ほぼ完成に近づいたとされました。どういう形で提出するかについて協議しましたが、次回期日までに被告にも内容を開示し、取扱いを決めることになりました。

【法廷での原告側陳述内容】

① 準備書面(75):基準地震動バラツキ問題再論(井戸弁護士長)

地震動審査ガイドでは、バラツキについてI.3.2.3(2)で次のように定めています。

(第1文) 震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。

(第2文) その際、経験式は、平均値とし

ての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。

昨年12月4日の大阪地裁判決のバラツキに関する箇所は次のような内容です。

- ・基準地震動の策定に当たっては、経験式が有するバラツキを検証して、経験式によって算出される平均値に何らかの上乗せ

をする必要があるか否かを検討すべきものである。

- このような検討をすることなく、経験式によって算出された地震モーメントをそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値とすることは、本件バラツキ条項の趣旨に反する。
- 原子力規制委員会は、調査審議及び判断の過程において、経験式が有するバラツキについて検討した形跡がない。実際の地震モーメントが平均値より大きい方向にかい離する可能性を考慮して地震モーメントを設定するのと同視し得るような考

慮がされたかという観点からの検討がされた形跡もない。

そして、調査審議、判断の過程に看過しがたい過誤・欠落がある、としたのです。

大阪地裁判決と本件訴訟との関係を整理すると、大阪では、問題とされた経験式は入倉・三宅式であるが、本件ではそれに加えて松田式があるという点です。

入倉・三宅式に関する被告である国の見解は滋賀の裁判での関電の主張と同じですが、これに対する大阪地裁の判断を対比して表にしたものが下表です。

入倉・三宅式についての被告の弁解と大阪地裁の判断

被告の弁解（本訴訟と同じ）	大阪地裁の判断
レシピでは、多数のパラメータがパラメータ間の関係式を用いて設定されており、各パラメータが複数のパラメータと同時に相関関係を持っているので、このような相関関係を無視して、その一部のパラメータを取り出して大小を論じることは適当でない。	地震モーメントは重要なパラメータの一つ。基準地震動の策定における重要な要素。実際の地震の地震モーメントが平均値より大きい方向にかい離する可能性を考慮して地震モーメントを設定するのが相当
被告は、保守的に余裕をもって震源断層の長さや幅を設定し、その設定をもとに断層面積を求めている。	震源断層面積設定の不確かさは、地震規模を定める際の経験式のばらつきとは異質。不確かさを考慮して断層面積を大きめに設定した場合、これを経験式に代入して算出される値よりも大きな規模の地震が発生することが当然に想定される。

② 準備書面(76):大飯原発 3.4 号機基礎地盤の安定性について(井戸弁護士)

敷地の評価でお世話になっている赤松先生に関電の調査結果を見てもらいました。それによると、大飯原発の地盤は硬い岩盤と軟らかい岩盤が混在していますが、関電はほと

んど硬い岩盤で占められているとして安全性を評価するなど安全性に関する誤った判断につながる評価をしています。

③ 準備書面(77):使用済燃料・廃棄物・命をつなぐ権利について(池田弁護士)

本準備書面は、使用済燃料と放射性廃棄物に関わる問題を再整理するとともに、原告ら

準備書面（34）以後の動向を追加主張したうえで、被告準備書面（51）の命をつなぐ

権利批判への再反論として、幸福追求権としての命をつなぐ権利についての補充を主張したものです。

その骨子は、

①放射性廃棄物の循環利用を描いた核燃料サイクルは高速増殖炉の存在が「核」であるがもんじゅの廃炉でその計画は破綻している。

②低レベル放射性廃棄物は、埋設処分場の確保は十分でなく、そのため低レベル放射性廃棄物が各原発施設に貯留され続けている。平成 21 年度末のドラム缶は約 120 万本とされており、その後の福島事故や廃炉に伴う放射性廃棄物を処分するためにはさらに膨大な量を受け入れるための処分場が必要だがめどはたっていない。

④高レベル放射性廃棄物政策については、

2000 年 「特定放射性廃棄物最終処分法」 NUMO 設立、2002 年高レベル放射性廃棄物処分場候補地公募開始、2017 年「科学的特性マップ」公表という経過の後、2020 年寿都町・神恵内村が文献調査に応募したが周辺自治体や北海道は反対しており先行きは不透明である。

⑤さらに廃炉に伴う膨大な放射性廃棄物が発生し、低レベル、高レベル廃棄物処理処分の見通しのなさに一層の拍車がかかることになる。

⑥命をつなぐ権利は、上記のような膨大な放射性廃棄物の蓄積が、現世代を含む将来世代への危険、コスト、紛争の押し付けるものであり、被告関電の行為が原告らの幸福追求権（人格権）を侵害するものである。

【記者との質疑応答】

井戸弁護団長が、原告被告の主張内容や進行協議でのやりとりなどについて説明したあと記者からの質疑応答が行われました。

Q1. 今日 3 月 11 日という期日設定は何か意図があったのか？ 10 年という歳月について。

A. たまたまそうなったのではないかと。

10 年たって何が変わったのか、振り返ると、3 基、4 基しか動かせないという状況は作りだせてはいるものの、政府の原発政策はあまり変わっていない。時間がかかるかもしれないが、原発に頼らなくてもいい社会をつくるために頑張るという思いを新たにしました。

Q2. 地盤の安定性の主張についての補足説明

A. 専門的でわかりにくかったかもしれない。関電の説明は、地盤のほとんどが CH 級という硬い岩盤とされているが、規制委員会に提出された膨大な資料を詳細にみると 1/3 ぐらいは CM 級という相対的に軟らかいところがある。こういう点を関電はごまかしている。

Q3. 前回の会見で基準地震動のバラツキとともに津波のバラツキについても取り扱おうと

されていたがどうなっているか？

A. 津波のバラツキは津波の主張で行っており、前回の書面とともに準備書面(26)でも主張している。

Q4. 12 月 4 日の大阪地裁判決に対して被告はどのような反論をするのか？

A. 大阪地裁判決が間違っているという論陣を張るのだと思う。

Q5. 大阪地裁判決を滋賀の裁判にどう適用していくか？

A. 大阪地裁判決は行政訴訟、こちらは民事訴訟でありポイントの置き方が違う。大阪地裁では手続きが適正かどうかを審査され判断されたのであり、原発が安全かどうかということには直結しない。逆に本件では、バラツキを考慮していなくても安全であることが立証できれば関電は勝てることになる。そういう主張をしてくるのではないかと。大阪地裁判決を取り入れるのだが、難しい点がある。

大飯原発大阪地裁判決と経験式の有するばらつきの考慮

武村 二三夫 弁護士

1 12月4日大阪地裁判決と原告の主張

(1) 判決主文

- ・大飯原発の設置変更許可を取り消す。

(2) バラツキに関する判断部分

基準地震動の策定にあたっては、経験式(入倉・三宅式)が有するばらつきを検討して、経験式によって算出される平均値に何らかの上乗せをする必要があるか否かを検討すべきところ、このような検討をすることなく、経験式によって算出された地震モーメントをそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値とすることは本件ばらつき条項の趣旨に反する。本件ばらつき条項に適合しない基準地震動の策定は、設置許可基準規則4条3項に適合しない(判決 p123)。このような原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程には看過しがたい過誤、欠落があるというべきである(判決 p132)

(3) 原告の主張

本件各原発の最大基準地震動は 856 ガルとされているところ、経験式が有するばらつきの考慮を、標準偏差で求めれば、基準地震動の最大加速度は 1150 ガルとなり、この基準地震動に対する安全性は確認されていない。このことは設置許可基準規則 4 条 3 項に違反する。

2 経験式のもつバラツキとは

構造物に対する地震の揺れの影響は、震動

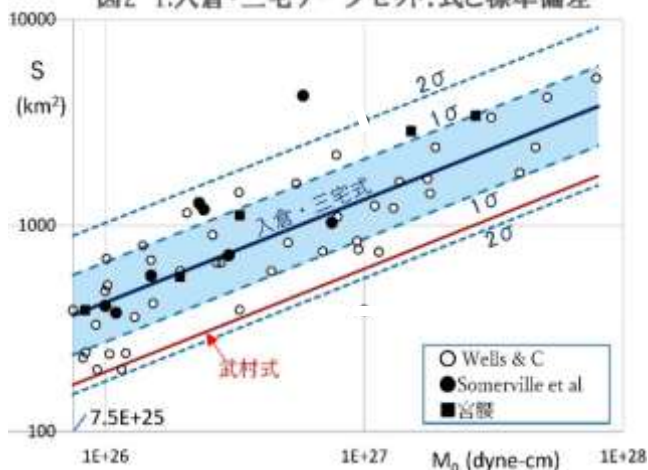
注1) σ は標準偏差を表す。標準偏差は平均値に対するバラツキを示す指標であるので、標準偏差を使ってバラツキを示す場合には、平均値に対して 1σ 、 2σ 、 3σ といった表示がされ、品質管理、精度管理においては 3σ



加速度(単位ガル)によって計算される。断層モデルにおける計算ステップは、入倉・三宅式により断層面積から地震モーメント M_0 をもとめ、 M_0 から震動加速度が求められる。断層面積と地震モーメントの関係は、下図のとおり実測値から断層面積 S と地震モーメント M_0 の関係をあらわす経験式がもとめられている。この経験式が入倉・三宅式である。

経験式では、ある S の値に対して M_0 は一つの値として定まるが、図からわかるとおり実測値は入倉・三宅式から 2σ 程度の範囲で大きくばらついており^{注1)}、入倉・三宅式の計

図2-1.入倉・三宅データセット:式と標準偏差



がよく用いられる。今回のように回帰式の計算値に対しては信頼限界という算定が行われるのが一般的であり、95%、99%信頼限界値が計算される。

算結果をそのまま用いたのでは経験式のバラツキを考慮したことにならない。

3 バラツキをどのように考慮するか

第一の方法は、もっともばらつき（乖離の度合）の大きいものを考慮するという方法であり、第二の方法としては標準偏差（ばらつき（乖離）の度合の平均値）を考慮する方法である。後述のとおり、裁判所は国に少なくとも標準偏差でばらつきの考慮を求めた^{注2)}。

4 「バラツキを考慮する」規程の導入経緯

「経験式の持つバラツキを考慮する」という地震審査ガイドの規定は、福島原発事故を踏まえて導入されたものだ。

裁判を通じて検討経過も明らかになった。審査基準の見直しを行った地震等検討小委員会で川瀬委員は、次のような発言をしている。

「(従来は)“経験式を用いて断層の長さ等から地震規模を想定する際には、その経験式の特徴を踏まえ、地震規模を適切に評価する”との規定はあるが、想定断層域とマグニチュードの関係については過去の平均則を使って想定しているというのが現状。同じ想定域からマグニチュードがより大きな地震が発生する可能性はゼロではないわけです。ばらつきの評価は、想定断層のマグニチュード等の断層想定におけるばらつきとして想定すべきだと思います。」

注2) 注1のとおり標準偏差は平均値に対するものであり、任意のSから求まるMoに対して、(平均値+標準偏差)という一つの値となる。講演会参加者からは、一般に3σが使用されているので(平均値+3σ)で考えるべきという意見がだされた。

つまり、入倉・三宅式では、ある断層面積に対してひとつの答えしかでてこないが、同じ断層面積でも計算値以上の地震が発生する可能性があり、それをバラツキとして想定すべきというものだ。この発言がきっかけになって「バラツキを考慮する」という規定の挿入につながったことが明らかになった。

5 裁判所の求釈明と国の対応

裁判所は、国に対して標準偏差でバラツキを考慮して基準地震動を算出するよう求めた^{注3)}。

これに対して国は、基準地震動の検討は強震動レシピに基づく方法であり、入倉・三宅式は、その中で、巨視的震源特性の設定方法である。微視的設定において各種パラメータの不確かさを考慮することとされている。強震動レシピの方法では、入倉・三宅式にバラツキを加える方法はとられていない。現行の856ガルは不確かさを考慮したものであり、不確かさを考慮していない基本ケースは606ガルなので、これに地震モーメントの標準偏差σを上乗せして震動加速度を求める

FO-A～FO-B～熊川断層において考慮している地震動評価ケース

考慮した不確かさ	短周期の地震動レベル	断層傾斜角	すべり角	破壊伝播速度 Vr	アスペリティ配置	破壊開始点
基本ケース	レシピ平均	90°	0°	Vr=0.72β	①断層ごとに敷地近傍に配置	9箇所
短周期の地震動レベル (新潟県中越沖地震の知見を反映)	レシピ平均×1.5倍	90°	0°	Vr=0.72β	①断層ごとに敷地近傍に配置	9箇所
断層傾斜角	レシピ平均	75°	0°	Vr=0.72β	①断層ごとに敷地近傍に配置	9箇所
すべり角	レシピ平均	90°	30°	Vr=0.72β	①断層ごとに敷地近傍に配置	9箇所
破壊伝播速度 Vr	レシピ平均	90°	0°	Vr=0.87β	①断層ごとに敷地近傍に配置	9箇所
アスペリティ配置	レシピ平均	90°	0°	Vr=0.72β	②敷地近傍に一塊(正方形)	5箇所
	レシピ平均	90°	0°	Vr=0.72β	③敷地近傍に一塊(長方形)	5箇所

黄色 : 不確かさを独立して考慮するパラメータ 水色 : 不確かさを重複して考慮するパラメータ

注3) 裁判所の意図がどうであったのか、明確ではないが、脚注2の議論からすると、(平均値+σ)という選択もあったが、原告は856ガルに対する標準偏差を加えたものを想定、国は本文のとおり別の考え方を導入してきた。

と 810 ガルになるという回答を行った^{注4)}。

つまり、不確かさの考慮をする場合、重ねてばらつきの考慮をする必要がないという新しい主張をしてきた。

被告のいう不確かさの考慮とは、前ページの表に示した基準地震動策定にあたって考慮した各種パラメータを基準ケースと比べて大きく設定したものである。ただし、それぞれのパラメータは独立して考慮するものとされており、採用されるのは1ケースである^{注5)}。

6 新たな国の主張に対する反論

(1) 「不確かさ」と「ばらつき」は異なる概念であること

上記の国の主張は、地震審査ガイド(以下、ガイド) I.3.3.3(2)①の「不確かさ」に「ばらつき」を含めようとするものである。しかし両者は異なった概念である。「不確かさ」は誤差を想定しているところ、「ばらつき」

(平均値との乖離)はそれぞれデータごとに客観的に確定している。

(2) 「不確かさの組合による適切な考慮」は「経験式が有するばらつきの考慮」には適用されない

① 「経験式が有するばらつき」は「地震動の評価過程に伴う不確かさ」には含まれないこと

「経験式の有するばらつきの考慮」はガイド I.3.2.3 「検討用地震動の選定」の「震源特性パラメータの設定」に位置づけているところ、「不確かさの考慮」はガイド I.3.3 「地震動評価」に位置づけている。ガイド 1,3,3.3 において「地震動の評価過程に伴う不確かさ」という表現が繰り返され、ガイド 1,3,3.3(2)①) でこれについての「組み合わせによる

適切な考慮」が規定されている(下線部参照)。

②地震規模は、「不確かさ」の対象から除外されていること

ガイド I.3.3.3(2)①1)に震源モデルの不確かさ(震源断層の長さ、地震発生層の上端深さ・下端深さ、断層傾斜角・・・)と不確かさの対象となる断層パラメータを列挙しているが、そこには地震規模は含まれていない。

7 判決の認定

○ばらつきを不確かさに含めたこと

本件ばらつき条項の第2文のさだめは、設置許可基準規則4条3項にいう「基準地震動」の解釈として、基準地震動の制定過程に伴う各種の不確かさについては、敷地における地震動評価に大きな影響を与えると考えられる支配的なパラメータについて分析したうえで、必要に応じて不確かさを組み合わせるなど適切な手法を用いて考慮すること(規則の解釈別記2の5二なお書き⑤)を具体化したものであると解される(平均値と実際に発生する地震の地震規模とのかい離は、ここにいる「各種の不確かさ」に当たるものと解される)(判決 p122)。

○不確かさの考慮をもって、ばらつきの考慮に代えることはできないとしたこと

このような不確かさ(ばらつき)は、本件ばらつき条項の第2文において問題とされている、経験式が「平均値としての地震規模を与えることから考慮を要請される地震規模(地震モーメント)のばらつきとは相当異質なものであって、実際の基準地震動の策定過程において、両者の不確かさ(ばらつき)は相互に補完するように考慮しうるものとは直ちにいえぬ。地震動審査ガイドにおいても、震源特性パラメータの設定について、

注4) 原告は標準偏差は 304 としたのに対し、被告は 204 としておりここでも違いがみられる。

注5) 詳しくは 2021 年 2 月 9 日原子力規制

委員会「基準地震動の策定について」
https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/atom/setum/eikai_d/fil/jishin.pdf

「内陸地殻内地震の起震断層、活動区間及びプレート間地震の震源領域に対応する資源特性パラメータ」すなわち震源断層面積等の設定(ガイド I.3. 2.3(1))と経験式を用いた地震規模の設定(同(2))とが区別して定められており、前者についての不確かさ(ばらつき)の考慮をもって後者についてのばらつきの考慮に代えることができることをうかがわせる定めは見当たらない(判決 p131)

○看過しがたい過誤・欠落

本件申請について、基準地震動の策定に当たり、入倉・三宅式に基づき計算された地震モーメントをそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値としているにもかかわらず、原子力規制委員会は、経験式である入倉・三宅式が有するばらつきを考慮した場合、これに基づき算出された値に何らかの上乗せをする必要があるか否か等について何ら検討することなく、本件申請が設置許可基準規則4条3項に適合し、地震動審査ガイドを踏まえているとした。このような原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程には、経験式の適用に当たって一定の補正をする必要があるか否かを検討せずに、漫然とこれに基づいて地震モーメントの値を設定したという点において、過誤、欠落があるというべきである。そして前記(2)イ(ウ)aで説示したとおり、地震モーメントは、震源モデルの巨視的震源特性として重要なパラメータの一つであり、微視的震源特性である平均すべり量や、アスペリティ面積を算出するための短周期レベルの算出に用いられるものであって、基準地震動の策定における重要な要素であるから、上記の過誤、欠落は看過し難いものというべきである(判決 p132)。

8 判決の問題点

○ばらつきを不確かさに含めていること

ばらつきを不確かさに含めると、ガイド I.3. 3. 3 (2) ②1)の不確かさの組み合わせの規定はばらつきにも適用されるものとされかねない。

○平均値に上乗せをする必要がない場合を認めていること

判決文では、「例えば、経験式が有するばらつきの幅が小さく、他の震源特性パラメータの設定に当たり適切な考慮がなされているなど、経験式によって算出される平均値に更なる上乗せをする必要がないといえる場合には、・・・(判決 p123、p129)」とされている。

【判決以降の動き】

12月9日 更田原子力規制委員会委員長定例会見で「裁判所が誤解している」と発言
「見解書」作成を事務方に指示

<https://www.youtube.com/watch?v=MzFs3VWViPI>

12月16日第45回原子力規制委員会で「見解書」公表

<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committe/kisei/010000602.html>

2月6日 国が控訴理由書提出

http://www.ica.apc.org/mihama/oisaiban/oisaiban_gyousou_room.htm

2月9日原子力規制委員会「基準地震動の策定について」を公表

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/atom/setumeikai_d/fil/jishin.pdf

大津地裁での今後の原発裁判の日程

6月10日(木) 第29回口頭弁論 14:30~弁論、15:30~記者会見

9月17日(金)の午後

12月9日(木)の一日

3月18日 東海第二原発運転差し止め判決

昨年12月4日の大阪地裁判決に続き、3月18日水戸地裁は避難計画の不十分さを指摘して運転差し止めの判決をだしました。以下、訴訟団・弁護団声明を紹介します。

声明

本日、水戸地方裁判所(前田英子裁判長)は、原告らの訴えを容れて、東海第二原発の運転を差し止めるという判決を言い渡しました。

東海第二原発は2011年の福島原発事故で被災した原発の一つであり、また運転開始からすでに40年以上を経過した老朽原発です。また、周辺自治体の多くが、その安全性に疑問を呈し、また避難計画の立案が困難であることを理由に再稼働には反対する意見を表明しています。

今日の判決は、原発の安全性について判断する枠組みについて、深層防護の第1から第5までのレベルのいずれかが欠落し、不十分なことが具体的危険であるとしました。

そして、第1から第4までのレベルについては看過しがたい過誤欠落があるとは認められないとしたものの、避難計画などの第5の防護レベルについては、原子力災害重点区域であるPAZ,UPZ内の住民が94万人にも及ぶにもかかわらず、実現可能な避難計画、これを実行しうる態勢が整えられているにはほど遠い状態であり、この区域内に居住する原告には人格権侵害の具体的な危険があると判断したものです。

このような判断の背景には、裁判所が具体的な事故の危険性があるという判断が前提となっており、看過しがたい過誤欠落とまでは認められませんでした。地震、耐震設計、老朽化、経理的な基礎の欠落、火山、津波、火災、重大事故対策などの多くの論点について原告側が展開した論点についての立証も、結果としては生きています。

福島原発事故から10年を経過し、国民の過半数が脱原発を望んでいる状況の下で、また、多くの地域住民の再稼働を止めてほしいという切なる願いにこたえたものであり、画期的な司法判断であるといえます。このような判断を下した勇気ある裁判官の皆さんに、心からの敬意を表します。

原告らは、被告日本原電に対して、この厳正な司法判断に服し、東海第二原発再稼働の無謀な計画を断念し、控訴をしないように強く求めるものです。

2021年3月18日

東海第2原発差止訴訟団・弁護団

(脱原発弁護団全国連絡会議 HP より)

【判決などの動き】

- 3月6日 2021年びわこ集会 膳所公園に500人
- 3月12日 佐賀地方裁判所玄海原発不当判決
- 3月17日 大阪地裁コロナ仮処分 新型コロナ禍であっても、関西電力大飯、高浜、美浜原発の
運転継続を許す判断
- 3月18日 広島高裁 昨年1月17日の伊方原発の差し止めを認めた即時抗告審決定を取り消
す決定。事業者側が一切立証しなくてよいという、ありえない判断。
- 3月18日 水戸地裁 東海第2原発運転差し止め判決
- 3月19日 大阪地検が金品不正受領問題で関電元幹部を事情聴取
- 3月20日 老朽原発うごかすな！高浜全国集会

2021年度支える会総会を開催

武村弁護士の講演の後、支える会の総会を行い、活動のまとめ、活動計画、会計報告などを行いました。

現在闘っている本訴は、すでに提訴から7年余りが経過しており、弁護団は現在の堀部裁判長で判決を勝ち取ることを目標としています。裁判長の任期は3年とされており、2023年の3月までが堀部裁判長の任期です。2023年の3月の判決について、逆算すると、判決を書くのに半年、原告被告の最終準備書面に半年として、2022年3月までに審理を終了する必要があります。

そうすると、次回以降、6月、9月、12月、3月の4回の裁判において、証人尋問を含めて終了させるというスケジュールとなり、支える会として最終盤にふさわしい取り組みを行っていくことなどを確認しました。

会費納入についてのお願い

年会費2000円を、従来、郵便局、郵便振り込み用紙、滋賀銀行、現金という形で納入していただいていたのですが、事務の簡素化のため、滋賀銀行を使った振り込みは極力やめて、郵便局口座または振込用紙により納入をお願いすることにしましたのでご協力をお願いします。

年会費2000円の振込先

【ゆうちょ銀行から振込の場合】

ゆうちょ銀行 記号番号14690-5345461 福井原発訴訟を支える会(フクイゲンパツソシヨウヲササエルカイ)

【他金融機関から振込の場合】

ゆうちょ銀行

店名・店番 四六八(よんろくはち)・468 普通預金 0534546 福井原発訴訟を支える会(フクイゲンパツソシヨウヲササエルカイ)